

平成27年度は

固定資産の評価替えの年です

■評価替えとは

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。税額は、固定資産評価額をもとに算出しますが、この評価額を、3年に一度見直します。

本来であれば毎年度、その資産の価値に応じて評価替えを行い、納税者間の税負担の公平を図ることになります。

しかし、膨大な数の土地・家屋についてその評価を毎年度見直すことは、実的に不可能であることや、課税事務の簡素化を図り、徴税コストを最小に抑える必要もあることから、地方税法では3年ごとに固定資産の評価額を見直すことになっています。



■見直しの内容

●宅地

商業地や住宅地などの利用状況に応じて再区分を行うことにより、一部の地域では、価格水準が見直される場合があります。

ただし、評価額が増加する場合は、税額が急増しないようにするため、なだらかに税負担を引き上げる「負担調整措置」を行います。

●宅地以外の土地

今回の評価替えでは見直しは行いませんので、税額への影響はありません。

●家屋

平成26年中に新築または増築をした家屋は、平成27年評価基準で評価額を決定します。それ以外の家屋は、平成26年度の評価額と平成27年評価基準に基づいて計算した評価額を比較し、低い方を評価額とします。

なお、平成23年中に住宅を新築した人は、3年間の減額措置が終わり、本来の税額に戻りますのでご注意ください。

●償却資産

平成26年中に増加した資産は、平成27年評価基準に基づいて評価額を決定します。

異動のない資産は、資産ごとに耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を決定します。

土地・家屋価格等縦覧帳簿を開示します

納税者が、自分の土地や家屋の価格が適正か判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿を開示(縦覧・閲覧)します。

期間 4月1日(水)～4月30日(木)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 税務課、各支所地域振興課市民生活室

※縦覧：納税者が、ほかの固定資産(土地・家屋)と比較して評価額が適正かを判断できる制度

※閲覧：自分の固定資産(土地・家屋・償却資産)を確認できる制度

償却資産の申告はお済みですか？

償却資産の申告書が届いた人は、必ず提出をお願いします。

土地と家屋の評価額は、4月中旬に固定資産税の納税通知書と一緒に送付する課税明細書で確認できます。



資産税係 石田

●問い合わせ 税務課資産税係

☎ 53・2111
(内線226・227・228)